

## 大学生等インターンシップ推進事業業務委託企画提案公募実施要領

### 1 業務の概要と提案を求める理由

県内企業でのインターンシップ（就労体験）を通じて、県内大学生等の県内就職や県出身大学生等のU・Iターン就職を促進するため、産学官連携事業として、インターンシップ受入企業と学生とのマッチングを積極的に支援する受託事業者を選定するため、以下に基づき企画提案を公募する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

大学生等インターンシップ推進事業

#### (2) 業務内容

別に定める「大学生等インターンシップ推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

#### (3) 委託料上限額

6,704,218円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

#### (4) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### (5) 企画提案公募の位置づけ

本企画提案公募は、年度開始前の契約準備行為であるため、本企画提案公募における受託者の選定は、令和5年4月1日に令和5年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

### 3 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。

(3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 現に就職支援に関する事業を実施する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。

#### 4 企画提案に係る日程

- (1) 参加表明書の提出 令和5年2月21日（火）～令和5年3月6日（月）
- (2) 質問 令和5年2月21日（火）～令和5年2月24日（金）
- (3) 企画提案書の提出 令和5年3月7日（火）～令和5年3月17日（金）

#### 5 参加表明書の提出について

- (1) 提出期間 令和5年2月21日（火）から令和5年3月6日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階  
山梨県産業労働部労政雇用課 地域雇用担当  
電子メール jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 提出方法 持参、郵送（提出期間内必着）又は電子メールとするが、可能な限り郵送又は電子メールでの提出とすること。なお、電子メールの場合は、後日原本を提出すること。
- (4) 提出書類 企画提案参加表明書（様式1）及び誓約書（様式2）
- (5) その他 郵送又は電子メールにより（4）の提出書類を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、送付後2日以内（土曜・日曜日を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

#### 6 企画提案に係る質問について

- (1) 受付期間 令和5年2月21日（火）から令和5年2月24日（金）午後5時まで。
- (2) 提出先 山梨県産業労働部労政雇用課 地域雇用担当  
電子メール jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メールとする。件名を「大学生等インターンシップ推進事業業務委託企画提案公募に関する質問」とし、電話にてメールの受信確認を行うこと。
- (4) 提出書類 質問書（様式3）

- (5) その他 質問に対する回答は、令和5年2月28日(火)までに質問者へ電子メールで送付及びホームページに掲載する。

## 7 企画書の提出

- (1) 提出期間 令和5年3月7日(火)から令和5年3月17日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階  
山梨県産業労働部労政雇用課 地域雇用担当
- (3) 提出方法 持参又は郵送(提出期間内必着)とする。
- (4) 提出書類 以下の①~④を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。  
①企画提案書(任意様式)  
②会社・業務概要書(様式4)  
③実績報告書(様式5)  
④見積書(任意様式)
- (5) 提案数 1者1案とする。
- (6) 提出部数 7部(A4判) 正本1部、副本6部  
※パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとする。
- (7) 作成にあたっての留意点
- ① 提出書類は原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。(A3判の仕様はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、Z折りとする。)
- ② (4)①の企画提案書は両面印刷とする。(用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。)ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。
- ③ 表紙・目次(添付書類一覧表を含む)を付け、ページ下にはページ番号を符番すること。
- ④ 提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながら分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。
- (8) 提出書類の内容
- ① 企画提案書には仕様書に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載すること。
- ② 仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
- ③ できる限り別添「大学生等インターンシップ推進事業業務委託企画提案公募採点表」(以下「採点表」という。)の項目に沿って企画提案書の作成とプレゼンテーションを行うこと。  
また、特徴や利用者にとって有益と考えられる追加提案や独自のアイデア等がある場合は、わかりやすく記載すること。
- ④ 見積書については次のとおりとする。

ア 見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。(広報費、賃借料、通信費、消耗品費、旅費等)

イ 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を基準に契約の協議を行うので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。

(9) その他

郵送により企画書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内(土曜・日曜日を除く)に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

8 企画提案等のプレゼンテーションについて

(1) 日時・場所 令和5年3月23日(木)

※時間、場所は別途通知する。

(2) 所要時間 ①企画提案の説明：20分 ②質疑応答：20分

(3) 参加人数 2人までとする。

(4) 説明資料 説明は、企画書について行うこと。

9 審査方法・基準

大学生等インターンシップ推進事業審査会が、企画書の内容及び提案者のプレゼンテーションにより審査する。

企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、採点表のとおりとし、評価の得点が最も高い者を本委託業務の候補者として選定する。

得点が同一の場合は、次に定める「審査項目」の順に、その得点が最も高い提案者を選定する。

(1) インターンシップ企業ガイダンス・・・審査項目の5

(2) 企業向けセミナー、アドバイザー派遣・・・審査項目の6

10 審査結果の通知

(1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知するものとする。

(2) 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき

②所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき

③同一人が二件以上の企画提案をしたとき

④企画提案に関してその他不正の行為があったとき

⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき

⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

1 1 契約の締結等

- (1) 9により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

1 2 その他

- (1) 提出された企画書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

1 3 問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階  
山梨県産業労働部労政雇用課 地域雇用担当  
電話 055-223-1562  
電子メール [jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp)

(別添)

大学生等インターンシップ推進事業業務委託 企画提案公募採点表

【採点基準】

- 1：劣っている
- 2：やや劣っている
- 3：標準
- 4：優れている
- 5：特に優れている

※配点が10点の項目は2倍を基準として、1点単位で評価する。

No.	項目	詳細	配点 50点満点
1	業務履行能力	同種業務の受託実績があり、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか。	5
2	実施体制	事業の実施にあたり、実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制が整っているか。	5
3	事業周知	学生、企業への事業周知方法は具体的であり、効果的なものか。	5
4	学生と企業のマッチング業務	コーディネーターによるマッチング支援内容は具体的であり、効果的なものか。	5
5	インターンシップ 企業ガイダンス	セミナー及びガイダンスの内容に工夫を凝らし、企業と学生が対話できるものとなっているか。参加者を集める工夫がされているか。	10
6	企業向けセミナー、アドバイザー派遣	インターンシップへの理解促進に加え、プログラム作成や受入体制の整備に資する効果的なものか。	10
7	受入企業の周知、拡大	インターンシップ実施企業への「新卒者就職応援企業ナビ」掲載促進や、インターンシップ未実施企業へのアプローチは効果的なものか。	5
8	見積書	委託費総額、人件費等は妥当か。 積算根拠は妥当か。	5